

令和2年10月1日

吸収合併に関する事後開示書面

東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社リアルワールド
代表取締役 菊池 誠晃

当社と株式会社AIMarketing（以下「AIM」といいます。）及び株式会社カチコ（以下「カチコ」といいます。）は、令和2年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、AIM及びカチコを消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）をしました。

本件合併に関する事後開示事項（会社法801条1項及び会社法施行規則200条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併の効力発生日（会社法施行規則200条1号）

令和2年10月1日

2 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則200条2号）

（1）差止請求

AIM及びカチコに対し、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）反対株主の買取請求

AIM及びカチコは当社の完全子会社のため買取請求手続きは行っておりません。

（3）新株予約権買取請求

該当事項はありません。

（4）債権者の異議

AIM及びカチコは、令和2年8月26日付で官報公告を行うとともに、知れたる債権者には個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則200条3号）

（1）差止請求

当社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

（2）反対株主の買取請求

当社に対し、株式の買取請求をした株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、令和2年8月26日付で官報公告を行うとともに、知れたる債権者には電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則 200 条 4 号）

当社は、本件合併の効力発生日に、AIM 及びカチコからその権利義務を承継しました。

5 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則 200 条 5 号）

別添のとおりです。

6 変更登記日（会社法施行規則 200 条 6 号）

法定の期間内に行う予定です。

7 その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則 200 条 7 号）

該当事項はありません。

令和2年8月25日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社 AI Marketing
代表取締役 千葉 博文

当社は、令和2年8月25日、株式会社カチコ（以下「カチコ」といいます。）と株式会社リアルワールド（以下「RW」といいます。）との間で、吸収合併契約（以下「本件合併契約」といいます。）を締結し、当社及びカチコを吸収合併消滅会社、RWを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関する事前開示事項（会社法782条1項及び会社法施行規則182条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容（会社法782条1項）

本件合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則182条1項1号）

当社とカチコは、RWの完全子会社であり、完全親子会社の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3 新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則182条1項3号）

該当事項はありません。

4 計算書類等に関する事項（会社法施行規則182条1項4号）

(1) 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則182条1項4号、182条6項1号）

ア 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

RWの最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

イ 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- (1) RWは、2019年12月20日開催の第15回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」について付議することを決議し、同定時株主総会において承認され、令和2年1月31日でその効力が発生しております。詳細は、RWが開示する2020年2月14日開示の四半期報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

- (2) RW は、2020 年 1 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、RW 代表取締役、並びに、RW 連結子会社役員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。詳細は、RW が開示する 2020 年 2 月 14 日開示の四半期報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項（吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）（会社法施行規則 182 条 1 項 4 号、182 条 6 項 2 号）

該当事項はありません。

5 債務の履行の見込みに関する事項（会社法 182 条 1 項 5 号）

当社、カチコ及び RW の最終事業年度の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額の額は、次のとおりです。

	AIM	カチコ	RW
資産の部	13,140,788 円	149,739,435 円	2,462,839,110 円
負債の部	31,013,790 円	272,225,406 円	835,186,933 円
純資産の部	▲17,873,002 円	▲122,485,971 円	1,627,652,177 円

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後、RW の資産は、負債の額を上回る予定です。

したがって、債務の履行の見込みに悪影響を及ぼすことはないと判断しております。

令和 2 年 8 月 25 日

吸収合併に関する事前開示書面

東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
株式会社カチコ
代表取締役 深澤 智史

当社は、令和 2 年 8 月 25 日、株式会社 AI Marketing（以下「AIM」といいます。）と株式会社リアルワールド（以下「RW」といいます。）との間で、吸収合併契約（以下「本件合併契約」といいます。）を締結し、当社及び AIM を吸収合併消滅会社、RW を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関する事前開示事項（会社法 782 条 1 項及び会社法施行規則 182 条に定める事項）は、以下のとおりです。

1 吸収合併契約の内容（会社法 782 条 1 項）

本件合併契約の内容は、別紙 1 のとおりです。

2 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則 182 条 1 項 1 号）

当社と AIM は、RW の完全子会社であり、完全親子会社の合併であるため、合併対価の交付はありません。

3 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則 182 条 1 項 3 号）

該当事項はありません。

4 計算書類等に関する事項（会社法施行規則 182 条 1 項 4 号）

（1）吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則 182 条 1 項 4 号、182 条 6 項 1 号）

ア 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

RW の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙 2 のとおりです。

イ 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- (I) RW は、2019 年 12 月 20 日開催の第 15 回定時株主総会に「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」について付議することを決議し、同定時株主総会において承認され、令和 2 年 1 月 31 日でその効力が発生しております。詳細は、RW が開示する 2020 年 2 月 14 日開示の四半期報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

- (2) RW は、2020 年 1 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、RW 代表取締役、並びに、RW 連結子会社役員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしました。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施しております。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。詳細は、RW が開示する 2020 年 2 月 14 日開示の四半期報告書の「(重要な後発事象)」をご参照ください。

(2) 吸収合併消滅会社についての事項（吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）（会社法施行規則 182 条 1 項 4 号、182 条 6 項 2 号）

該当事項はありません。

5 債務の履行の見込みに関する事項（会社法 182 条 1 項 5 号）

当社、AIM 及び RW の最終事業年度の貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額の額は、次のとおりです。

	AIM	カチコ	RW
資産の部	13,140,788 円	149,739,435 円	2,462,839,110 円
負債の部	31,013,790 円	272,225,406 円	835,186,933 円
純資産の部	▲17,873,002 円	▲122,485,971 円	1,627,652,177 円

いずれの会社についても、本件合併の効力発生日までに資産の部及び負債の部に重大な変動が生じる事態は現在のところ予測されておらず、本件合併後、RW の資産は、負債の額を上回る予定です。

したがって、債務の履行の見込みに悪影響を及ぼすことはないと判断しております。

吸収合併契約

株式会社リアルワールド（以下「甲」という。）と株式会社 AI Marketing（以下「乙」という。）と株式会社カチコ（以下「丙」という。）は、甲が存続し、乙及び丙が解散する吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）に関し、次のとおり契約する。

第 1 条（目的）

甲、乙及び丙は合併し、甲は存続し、乙及び丙は解散する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収合併を行う甲、乙及び丙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（存続会社）	株式会社リアルワールド 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
乙（消滅会社）	株式会社 AI Marketing 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号
丙（消滅会社）	株式会社カチコ 東京都渋谷区元代々木町 30 番 13 号

第 3 条（甲の準備金等）

本件吸収合併により増加する甲の準備金の額は、会社計算規則 35 条及び 36 条の定めに従い、甲が定める。

第 4 条（合併交付金の支払）

甲は、本件吸収合併に際して、乙及び丙の株主に対して、その保有する株式に変わる株式、金銭等を交付せず、無対価とする。

第 5 条（効力発生日）

効力発生日は、令和 2 年 10 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲、乙及び丙が協議してこれを変更することができる。

第 6 条（株主総会の期日）

甲は簡易合併で株主総会を開催せず、乙及び丙は令和 2 年 9 月 30 日に株主総会を開催し、それぞれ本契約書の承認及び本件吸収合併に必要な事項の決議を求める。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲、乙及び丙が協議して開催期日を変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲、乙及び丙は、本契約締結後、効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼすような行為をなす場合には、あらかじめ甲、乙及び丙が協議して合意の上、これを実行する。

第8条（解散費用）

効力発生日以降の乙及び丙の解散手続のために要する費用は、全て甲の負担とする。

第9条（合併条件の変更及び本契約の解除）

甲、乙及び丙は、本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、合意により本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、甲、乙及び丙の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約書に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収合併に必要な事項は、全当事者が協議して定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、各自記名押印の上、甲が原本を保有する。

令和2年8月25日

甲 東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社リアルワールド
代表取締役 菊池 誠晃 ㊞

乙 東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社 AI Marketing
代表取締役 千葉 博文 ㊞

丙 東京都渋谷区元代々木町30番13号
株式会社カチコ
代表取締役 深澤 智史 ㊞

別紙2

貸 借 対 照 表

(令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,134,136	流 動 負 債	711,697
現金及び預金	1,378,894	買掛金	356
売掛金	40,394	短期借入金	306,000
貯蔵品	19,448	1年内償還予定の社債	20,000
短期貸付金	335,000	1年内返済予定の長期借入金	159,480
未収入金	324,157	未払金	63,086
その他	107,201	リース債務	2,933
貸倒引当金	△70,959	未払費用	4,131
固 定 資 産	326,089	未払法人税等	84,143
有形固定資産	28,115	前受金	17,831
建物	23,753	ポイント引当金	48,371
工具、器具及び備品	1,439	その他	5,363
リース資産	2,922	固 定 負 債	123,489
無形固定資産	5,401	長期借入金	123,060
ソフトウェア	5,401	リース債務	429
投資その他の資産	292,572	負債合計	835,186
投資有価証券	42,251	純 資 産 の 部	
関係会社株式	50,000	株 主 資 本	1,627,491
敷金及び保証金	176,727	資本金	878,500
繰延税金資産	23,583	資本剰余金	870,558
その他	10	資本準備金	870,558
繰 延 資 産	2,613	利益剰余金	△121,425
社債発行費	68	その他利益剰余金	△121,425
株式交付費	2,544	繰越利益剰余金	△121,425
		自己株式	△141
		新株予約権	160
		純資産合計	1,627,652
資産合計	2,462,839	負債及び純資産合計	2,462,839

損 益 計 算 書

(平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		322,023
売 上 原 価		14,946
売 上 総 利 益		307,077
販売費及び一般管理費		382,265
営 業 損 失		75,188
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,298	
そ の 他	1,606	3,905
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,782	
為 替 差 損	52	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	293	
社 債 発 行 費 償 却	774	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50,000	
株 式 交 付 費 償 却	1,567	
そ の 他	966	61,436
経 常 損 失		132,718
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	107	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	886,143	886,251
特 別 損 失		
賃 貸 借 契 約 解 約 損	85,090	
子 会 社 株 式 売 却 損	94,000	
リ ー ス 解 約 損	1,669	
固 定 資 産 除 却 損	1,495	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	197,150	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	99,999	479,405
税 引 前 当 期 純 利 益		274,128
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	72,441	
法 人 税 等 調 整 額	112,312	184,754
当 期 純 利 益		89,373

株主資本等変動計算書

（平成30年10月1日から
令和元年9月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	878,500	870,558	870,558	△210,799	△210,799
当期変動額					
当期純利益	—	—	—	89,373	89,373
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	89,373	89,373
当期末残高	878,500	870,558	870,558	△121,425	△121,425

	株主資本	株主資本合計	新株予約権	純資産合計
	自己株式			
当期首残高	△141	1,538,117	203	1,538,320
当期変動額				
当期純利益	—	89,373	—	89,373
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	△42	△42
当期変動額合計	—	89,373	△42	89,331
当期末残高	△141	1,627,491	160	1,627,652

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び
関連会社株式

… 移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のないもの

… 移動平均法による原価法
なお、投資事業組合等への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産

貯蔵品

… 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③デリバティブ

時価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

… 定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年
工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

（リース資産を除く）

… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

新株の発行にかかわる費用を株式交付費（繰延資産）として計上し、定額法により3年で償却しております。

社債発行費

利息法を採用しております。なお、償却期間は5年です。

4. 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 … 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②ポイント引当金 … 将来のポイントの交換による費用発生に備えるため、当事業年度末において、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
5. 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法 … 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象 … ヘッジ手段 … 金利スワップ
ヘッジ対象 … 長期借入金
 - ③ヘッジ方針 … 市場金利の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
 - ④ヘッジの有効性評価の方法 … 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、有効性の評価を省略しております。
6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税及び … 税抜方式によっております。
 - 地方消費税の会計処理

表示方法の変更
貸借対照表関係

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 100,405 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 438,557 千円 |
| 短期金銭債務 | 17,518 千円 |

損益計算書に関する注記

- | | |
|--|------------|
| 1. 関係会社との取引 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 305,790 千円 |
| 売上原価 | 966 千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | |
| 受取利息 | 2,212 千円 |
| 2. 投資有価証券売却損 | |
| 当社グループが保有する株式会社 EPARK からだりフレの投資有価証券のすべてを売却をしたことによるものであります。 | |

株主資本等変動計算書に関する注記

- 自己株式に関する事項
- | | |
|------------------------|-----|
| 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 65株 |

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、ポイント引当金の計上及び固定資産の減損損失によるものであります。

関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 リアルX	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の受託	145,417	売掛金	11,092
						未収入金	41,472
				借入契約及び社債の債務被保証	326,000	—	—
子会社	株式会社 REAL FINTECH	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の受託	52,803	売掛金	4,207
						未収入金	1,965
				資金の貸付	300,000	短期貸付金	100,000
				資金の回収	200,000		
子会社	株式会社カチコ	所有 直接 100%	役員の兼任	管理業務の受託	88,725	売掛金	5,830
						未収入金	9,226
				資金の貸付	235,000	短期貸付金	235,000

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方法等

管理業務の受託に係る取引金額は、取引規模を総合的に勘案し交渉の上決定しております。

資金の貸付については、貸付利率は実税価格又は一般的な取引条件を参照としつつ交渉により決定しております。

(注) 2 当社の銀行借入契約及び社債に対して株式会社リアルXより債務保証を受けております。なお、当該保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、令和元年9月30日現在の債務残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 474円41銭

1 株当たり当期純利益金額 26円05銭

(注) 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	89,373千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る当期純利益	89,373千円
普通株式の期中平均株式数	3,430,535株